

健祥会イントロセンター勝浦 利用料金表
別紙Ⅰ『料金表』

居宅介護支援費(1月あたり)		
要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ(i) 1,086単位	居宅介護支援費Ⅰ(i) 1,411単位
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上の場合において、45人以上60人未満の部分	居宅介護支援費Ⅰ(ii) 544単位	居宅介護支援費Ⅰ(ii) 704単位
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上の場合において、60人以上の部分	居宅介護支援費Ⅰ(iii) 326単位	居宅介護支援費Ⅰ(iii) 422単位

離島や中山間地域、過疎地域など、介護サービスの確保が著しく困難であると認められる「特別地域」においては、上記のに15／100を加算して算定します。

当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記の50／100又は0／100となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記より200単位を減算することとなります。業務継続計画未策定・高齢者虐待防止措置未実施の場合や同一建物に居住する利用者様へのケアマネジメントについても減算の対象となります。

45人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配置を行っている場合

居宅介護支援費(1月あたり)		
要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が50人未満の場合	居宅介護支援費Ⅱ(i) 1,086単位	居宅介護支援費Ⅱ(i) 1,411単位
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が50人以上の場合において、50人以上60人未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ(ii) 527単位	居宅介護支援費Ⅱ(ii) 683単位
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が50人以上の場合において、60人以上の部分	居宅介護支援費Ⅱ(iii) 316単位	居宅介護支援費Ⅱ(iii) 410単位

離島や中山間地域、過疎地域など、介護サービスの確保が著しく困難であると認められる「特別地域」においては、上記のに15／100を加算して算定します。

当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記の50／100又は0／100となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記より200単位を減算することとなります。業務継続計画未策定・高齢者虐待防止措置未実施の場合や同一建物に居住する利用者様へのケアマネジメントについても減算の対象となります。

50人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、50件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

事業所及び利用者様の状況に応じた保険給付

加 算	概 要	単位数
初回加算	①新規に居宅サービス計画を作成する場合 ②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ③要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合	300単位/月
特定事業所加算 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A)	Ⅰ：主任介護支援専門員を2名以上配置し、常勤の介護支援専門員を3名以上配置している場合 Ⅱ：主任介護支援専門員を1名以上配置し、常勤の介護支援専門員を3名以上配置している場合 Ⅲ：主任介護支援専門員を1名以上配置し、常勤の介護支援専門員を2名以上配置している場合 A：主任介護支援専門員を1名以上配置し、常勤・非常勤の介護支援専門員を各1名以上配置している場合 「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	Ⅰ：519単位/月 Ⅱ：421単位/月 Ⅲ：323単位/月 A：114単位/月
特定事業所 医療介護連携加算	上記特定事業所加算を算定のうえ、厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合	125単位/月
入院時情報連携加算 (Ⅰ)・(Ⅱ)	利用者様が病院又は診療所に入院するに当たって、当該利用者様の心身の状況や生活環境等の当該利用者様に係る必要な情報を提供した場合(事業所の営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む)	(Ⅰ) 250単位/回 *入院当日に病院又は診療所に情報提供した場合 (Ⅱ) 200単位/回 ※入院3日以内に病院又は診療所に情報提供した場合
退院・退所加算	①病院、診療所等の職員からカンファレンス以外の方法により情報提供を受けている場合 ②病院、診療所等の職員からカンファレンスにより情報提供を1回を受けている場合 ③病院、診療所等の職員からカンファレンス以外の方法により情報提供を2回を受けている場合 ④病院、診療所等の職員から必要な情報を2回受けており、うち1回はカンファレンスによる場合 ⑤病院、診療所等の職員から必要な情報を3回受けており、うち1回はカンファレンスによる場合	① 450単位/回 ② 600単位/回 ③ 600単位/回 ④ 750単位/回 ⑤ 900単位/回
通院時情報連携加算	利用者様が医師の診察を受けるに際し、医師又は歯科医師等に対して利用者様の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者様に関する必要な情報提供を受けたうえで、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合(1月に1回を限度)	50単位/月
中山間地域等 サービス提供加算	運営規程に定める「通常の事業の実施地域」を越えて厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者様にサービスを提供した場合	5%/月 所定単位数
ターミナル ケアマネジメント加算	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者様又はそのご家族の意向を把握したうえで、当該利用者様又はそのご家族の同意を得て、当該利用者様の居宅を訪問し、心身の状況等を記録し、計画に位置付け、居宅サービス事業者に提供した場合(医師が回復の見込みがないと診断した場合)	400単位/月 *死亡日及び死亡 日前14日以内に2 日以上訪問
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院等の医師又は看護師等とともに利用者様の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、利用者様に必要な居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合(利用者様1人につき1月に2回を限度)	200単位/回